

審 議 会 等 の 会 議 録

会議の名称	令和 5 年度 第 1 回座間市市民参加推進会議		
開催日時	令和 5 年 6 月 16 日（金） 午後 1 時から午後 2 時 30 分まで		
開催場所	座間市役所 5 階 5－1 会議室		
出席者	湯浅会長、鈴野副会長、長野委員、渡部委員、吉川委員、北原委員、黒沢委員		
事務局	田川地域づくり部長、松崎市民協働課長、小寺市民協働係長、阪原主事		
公開の可否	■公開 □一部公開 □非公開	傍聴人数	0 人
議 題	市民参加の令和 4 年度実施状況及び令和 5 年度実施予定について		
資料の名称	・ 会議次第 ・ 委員名簿 ・ 資料 1 「座間市市民参加推進条例」の写し ・ 資料 2 「同条例施行規則」の写し ・ 資料 3 市民参加の実施及び対象としなかった事項の推移 ・ 資料 4 令和 4 年度 市民参加の実施状況一覧 ・ 資料 5 令和 4 年度 市民参加の対象としなかった事項一覧 ・ 資料 6 令和 5 年度 市民参加の実施予定一覧 ・ 資料 7 前回会議録（令和 4 年度第 1 回開催分）		
会議の内容 （会議次第等 及び発言要旨）	—事務局が配布資料の内容説明を行った。— 委 員 資料 3 のグラフの表の中の説明会手続きが令和 4 年度で 3 件あるが、資料 4 の実施状況の一覧の中でどれが該当するか説明してほしい。 事務局 資料 4 の表を見ていただき、1 ページ目の一番上第五次座間市総合計画ざま未来プランのまちづくり懇親会、二つ目が一枚めくっていただいたところの No.9 第 2 次座間市環境基本計画の策定の中の市民環境ワークショップ、最後がもう一枚めくっていただいた No.19 仮称新田宿四ツ谷公園基本計画のワークショップ、こちらを		

	説明会としてカウントしている。
委 員	資料４はいずれホームページに載せると思うが、条例上の手続きの種類を表の中に明記することは予定しているか。意見公募手続きのところはパブリックコメントって出てくるじゃないですか。意見公募手続きというひとつの条例の項目だと思う。表の中の手続き名が、座間市民参加推進条例第６条のどれに当たるのかが分かりにくい。
事務局	参加手続きの種類が条例の号数とはパラレルに対応してはいないため、わかりやすいようにして公表する。
委 員	資料１の条例の中では、市が行う取り組みと住民からの提案手続きというものが定められている。その条例の下での当推進会議の位置づけを考えると市の取り組みのデータを確認すると同時に、実施があるかないか実績があるかないかはともかくとして提案手続きの実施状況についても報告を共有するのが良いのではないかと考えるため、一つ目の質問は、この条例に定められている提案手続きに関する実績はどうだったのか。二つ目の質問は、各自治体は必ずといってもいいタイミングで公共施設の指定管理者の選定に関する取り組みを行っていて、指定に関しては大体３年や５年の期間のため、絶えずどこかの施設の指定をする作業が発生すると思う。そのような審議会の場合には、公募あるいは別の方法で定められた住民が参加する場合がありますと考えている。座間市の当該の審査会条例を見ているわけではないが、先程申し上げた指定管理者の選定がほぼ毎年行われることを考えるとその取り組みに関する報告がなぜなかったのか。審議会手続きで住民参加をやっているということであれば、この委員会に上がってくると考える。それから市民参加の対象としないものにカウントされている取り組みの中に、特別職の方の報酬に関する条例が入っているが、特別職の方の議員、市長や副市長などの報酬の審議に関しては、特別職の報酬の審議会を設置する事例が多いと理解しているため、審議会として住民参加があったのであれば、その報告も入ってくるのではないかと。ただし開催しなければ入らない。市民参

	加の対象としなかったリストを見ると、特別職の報酬の改定を行っているので、報酬審議会をやらなかったという理解になってしまうが、そのような理解で良いのか。提案手続の実績の話、指定管理者に関することと特別職の報酬審議会のことの3点の事実関係の確認をお願いしたい。
事務局	今お答えできるのは一つ目の提案手続きの有無について。そもそもなかったが、指摘のとおり、ないのであればその旨の報告が必要であると考えするため、次回以降報告に加える。二点目の指定管理者選定委員会と三点目の特別職の報酬の審議会に関しては、現状データがないため、確認して回答する。 (注) 座間市指定管理者選定委員会では、委員の市民公募を行っておらず、対象外でした。 座間市特別職報酬等審議会については、該当する改定が報酬ではなく手当であるため、開催していませんでした。
委員	総合計画と地方創成の計画に関する記載が、6番の方に関わっている。資料番号6番。なぜそのことを質問したのかというと、地方創成の国の取り組みがまち・ひと・しごと創生という名前からデジタル田園都市構想という名前に移行して、通称デジ田、というのがよく新聞に載っている。デジ田になったことに伴い、この取り組みにちょっとした修正が発生していて、この取り組みの点検評価の話がデジ田構想での取り組みの方に移行するということだと理解していたが、6番の資料を見ると座間市まち・ひと・しごと創生総合戦略になっていたため、国が旗を振っていることで連合することが多分にあるデジ田関係の話は資料番号6のNo.1で読み込むという理解になるのか。
事務局	確認をさせていただく。流れ自体は把握しているが、単純に名称だけの問題なのか内容的に違ってくるのか即答ができないため、併せて調べて回答させていただく。 (注) 「資料番号6のNo.1で読み込む」で正しい。指摘の部分は座間市では第五次

	総合計画と一体的に策定・推進されているため。
会 長	提案手続きは本当になかったのか。タウンニュースでも記事になっていたが、4月の組織編制に対する意見が出ていた。これは該当しないのか。
事務局	該当しない。
会 長	L I N Eで意見が募集できるようになったのはどの項目か。
事務局	意見公募手続きである。L I N Eで募集し、回答をいただけるようにしている。
委 員	同じく資料4に関して、3ページ目の項目18の座間市都市マスタープランについては意見公募手続きでかっこ書きでパブリックコメントと記載がされているが、この都市マスタープランは意見公募されている。これは都市計画法か何かで縦覧にかけているものだと思うため、市民参加推進条例上の意見公募手続きパブリックコメントとは性質が違うと思うため、かっこ書きの中は縦覧とか、そのような表現にした方が適切であると考えます。
事務局	法律で縦覧に供されており、任意で行うパブリックコメントと同一と言えるのか、という指摘はその通り。ただ、当課でも悩んだが、パブリックコメントに分類した。理由としては次の通り。 市民参加推進条例は、市民の意見を取り入れるために様々な方法を取り入れるべき、という観点から規定されたもの。 従って、パブコメ等に当たるかどうかは、他の法律での規定があるかどうかではなく、その取り扱いが本条例に言うパブコメ等に当たるかどうかで判断すべき。本件の縦覧は、市民の皆様に見ていただいたうえ、意見を述べていただく機会があり、かつ、頂いた意見に対し市の意見を表明しているので、パブコメに該当する。 ただし、御指摘の情報は大事なので、注記するようにする。
委 員	分類は問題ないと思う。縦覧というのを追記すれば良いと思う。

	委員 実際にホームページと見比べてみて、資料４の項目２１番「豊かな心を育むひまわりプランの改定」だが、本年の１月１１日からパブリックコメントをしていた。これについて、ホームページの実施結果のところに見当たらなかったため、あるかどうか教えていただきたい。また、総合的なことになってしまうが、同じく資料４の３番「教育大綱」と最後のページの２３番「生涯学習プラン」いずれもパブリックコメントを行っている。昨年の状況を見させていただくと昨年のこの会議の中でそれぞれの委員から、パブリックコメント０件と提出が全然ないというのが何件か目立っていたが、今年は色々出されているようで、未来プランのパブリックコメントもだが、今申し上げた教育大綱の生涯学習プラン、これについても意見の提出件数については数が増えていると思う。その内容を見てみると「提言として受け止める」あるいは「参考にさせていただく」などといった市の考え方が示されているのが大方だった。それぞれ件数が結構出ていたため、その答えを出すにあたり専門的なその他の会議であるとか、専門家の方に市の考え方を示されているのか教えていただきたい。 事務局 まず１点目のひまわりプランについて現状、結果として掲載されていない状態である。私どもも確かめたところ、内容が終わった時に結果として１か月間を掲載期間として考えていて、その掲載期間が終わったため掲載を終了したという状態だった。対応を検討したが公表をしていたため、条例違反ではない。ただ、パブコメで行ったことと結果を皆さんにお示しするまでが意義だと考えているため、これは永続とは言わないが長期に載せるのは当然だと思う。２つ目について、審議会なりに諮る時は、パブコメでこういった意見が出ているということはもちろんお伝えするのが当然と考えるが、この教育大綱について具体的にどうだったかは確かめていない。 会長 私は総合計画と空き家対策の計画の策定に関して両方委員やっていたが、パブコメでこういうことが出ていて、市としてこういう対応を考えているといったことは委員の方に説明をされている。
--	--

委 員	ではそれによって委員の方はそれを承知されているということで理解した。
会 長	対象にしている件数がこのように推移しているということも大切だと思うが、今委員から話があったパブコメに対しての市民が意見を言いやすくなっているかという視点で言うと、平均を取るのが良いかどうかはわからないが、パブコメに対してどのくらいの意見が寄せられたのかという推移をみることも重要だと思う。市民参加の観点でいうとそこまで取った方が良いと思う。
事務局	たしかにいただいた意見の件数を示すことも検討した。今回載せないことにしたのは、意見が出るか出ないかは、意見を出しやすい分野かどうかによって大きく変わってしまうというのが理由である。ただおっしゃる通り分析できる方はデータを有効に使えるため、載せさせていただくのは良いことだと思う。
会 長	意見を出しにくい分野とはどのような分野か。
事務局	マイナーな分野である。例えば教育や総合計画のように非常に広い分野や市政全体に関わるものについては意見を頂戴する。教育のように皆さん一度は受けたことがあるものについても意見が出しやすいが、例えば法律が変わりそれに基づき条例を変える必要があるため意見がほしいとなると、網羅的なあるいは皆さんが体験のあるものに比べて意見の数が少なくなる。これを数で平均を取ってしまうと危険だと考えた。
委 員	自分に利害があるかどうかで関心が違うと思う。
会 長	意見が出づらい案件のパブリックコメントを行い、意見が出ないのは制度上仕方がないが、それ以外の方法で意見を聞くことが必要なのではないか。パブリックコメントだけでは意見が出ないとわかっているのであれば、聞き方の工夫をしなくてはいけないと捉えるべきではないかと思う。

	事務局 御指摘の趣旨はよくわかる。それができている、例えば先程の説明で申し上げた座間市の環境基本計画のように、色々なところから意見を聞く工夫をする意識があるかということも確かに重要だと考える。数多くというところでは、LINEでアンケートを取る件数が増えている。アンケート調査する時にセグメント化してしまい、合致した人にものみアンケートが届くようになっているが、そういった形だと今の時代答えやすいと思うため、研究しながらやっていきたいと考えている。 委員 資料4番のNo.8、これは提出された意見が0だが、募集の方法を何らかの形で記載することはできないのか。 事務局 募集の方法というのは、例えばパブコメを行っているという情報を広報やホームページで知らせるといった手段ということか。 会長 そうである。意見を出しやすいように情報を流すということ。これは市だけの話ではないが、ホームページと広報に載せたことがゴールではないのにも関わらず、そう言われることがある。ホームページというのは用もないのに見る人は少ないと思う。楽しいものなら進んで見るが、市のホームページは楽しいものではないため、ホームページに載せた、広報に載せたからみんな知ってくださいというのはいささか乱暴である。逆に、先程から出ているLINEはプッシュ通知がくるため、興味があればそこから先に進んで意見を言うことに繋がる。私の立場上色々な会議に出ているが、この中で知らないものはたくさんあるため、市民の方がほとんど知らないことでパブコメを要求されていてもなかなか意見は出てこない。LINEが一番わかりやすいと思うが、もう少し意見が出しやすいよう、工夫が必要なのではないかという意見だと思う。 事務局 まさに意見の出やすさの工夫一つで、LINEもその一つである。LINEは一定数打ち返しがあるため効果があったものと推測している。市政情報をどのようにお伝えするかは古くからある問題
--	---

	であり、こういった意見をいただくことは重要だと考えていて問題意識は持っている。その一つがLINEである。
会 長	市庁舎に入ってきたところに何らかの掲示をする方法もありだと思う。文字だけの物ではなくポスター感覚でこんな意見公募しているといったものを張り出すだけでも随分違うのではないかな。もちろん市庁舎に来ないとわからないが何もやらないよりはよいと思う。
委 員	資料4の6番、意見が12あるが反映状況はなし。せっかく意見が12人から出たのだから書き方を変えた方がよいと思う。
事務局	大変重要な指摘であると考え、担当に申し伝えた上で記載を改めさせていただく。このような指摘をいただき、担当が意識を持つことも重要だと考える。
会 長	気を付けなければならないのは、LINEなどで意見が上がるようになってきているイメージがある。この先、意見は上がるようになったが、誰も意見を聞いてくれないと感じると意見を出さなくなってしまう。今まで積み重ねてきたものが崩れてしまうため書き方一つをとっても注意が必要だと思う。
委 員	先程の8番に戻ってしまうが、第三次ざま男女共同参画プランは、LINEでも行ったのか。
事務局	LINEで行っていた。実際にLINEで意見も届いていたがパブコメに対する意見ではなかったため、カウントには含まれていない。
委 員	よくみると市民アンケートだとたくさんの意見がいただけるようだが、アンケート方式にはできないのか。
事務局	もちろんアンケートはアンケートとして行うこともでき、この市民参加の実施状況のところにもカウントできる市民参加の方法の

	一つである。
委 員	ただしアンケートだと位置づけが違う。アンケートというのは、意識調査のような市民の方がどう考えているか意見を言っていた。それを参考に政策を決めていく。決めた政策の案レベルのまとめたものをパブコメで市民に対して示す。少し段階が違う。
会 長	L I N Eで回答することが可能というのは、L I N Eのプッシュ通知でパブコメ募集中というのを送ったということなのか、送ってないけれど、L I N Eでも意見を受け付けるようにしたということなのか。
事務局	L I N Eのプッシュ通知でパブコメ募集中というのを送ったということだが、セグメント化してしまうため届かない方もいる。
会 長	必ず該当する人に対して送っているのか。
事務局	そうである。L I N Eを送る際にどのセグメントに送るか選択している。座間市のL I N Eを登録する際に興味のある項目を選択するようになっている。選択した項目のものであれば送られてくる。
委 員	先ほど、難しい表題だという指摘があった。去年この会議で、よりわかりやすい表現にしていくべきという話があったがL I N Eは以前に比べて簡単な回答の方法だと思う。堅苦しいものはかっこ書きでも、わかりやすいやわらかい表現で、L I N Eに投げかけると答えやすくなると思う。川崎市の総合計画はアニメ風にしてわかりやすい読み物にしたとラジオで紹介されていた。去年の会議から引き続きになるが、わかりやすい表現での投げかけがこれから求められてくると思う。
会 長	資料4のところに、募集方法の欄を設けることはできないのか。
事務局	今後、工夫していく。

	委 員 自分の周りで話題になっていることが二つある。一つ目は体育館の駐車場料金の件。海老名市では市民と市民以外で料金が違うが、座間市は同じであることに對して不公平だと感じるが意見はどこに言ったら良いのか。二つ目は座間市のふるさと納税の件。県内ワーストだったという話を聞き、返礼品の話はどこに言ったら良いのか。 事務局 市民参加という括りで言えば、まず制度を作る時に市民の意見を承る。例えば条例化するのであればパブコメ、あるいはアンケートで意見をいただく方法がある。もちろん制度ができて実際に動いている段階でも意見を承っている。それぞれの担当部署になってしまうが、忌憚のない意見をおっしゃっていただければ。 委 員 どここの部署であるかは自分で調べるのか。 事務局 例えば市役所だと市民広聴課にまず問い合わせさせていただければ、担当部署に振るということをしている。まずは市役所に問い合わせるという意識の方が大事だと考えているため、どこでも良いので問い合わせさせていただければ、市役所職員であればどこが担当かお伝えできると思う。 会 長 それもハードルが高い。市役所に問い合わせをするという行動ができない。窓口が開かれているようで外から見ると実際に開かれているかどうかよくわからない。広い意味での市民参加だと思うが、もう少しわかりやすくしないとどこに聞けばいいのか聞きに行くのは億劫。 委 員 今の話はこの審議会が、最も基盤とする条例１７条市民等への技術的助言等「その求めに応じて、技術的助言その他の必要な支援に努めるものとする」ということとの関係性を考えた際、提起いただいた、ある一定のニーズがありそれに対する意見を表明したい時、こういったプロセスを追えば良いかわからないということに對する支援というのは、この１７条でカバーするということなの
--	--

	かどうか。
事務局	もちろん市民参加で聞いた事項については第 17 条が使えると理解している。対象事項等というのが市民参加条例の上に乗ってしまった定義のため、そこを経ないものについては、どんどん意見をいただきたいという統一性を考えると、そこに限る必要はなく、市民広聴課を経由するなり、ホームページの問い合わせ欄を使っただけでも構わない。いずれにしろ市民から広く意見をいただくというところが共通している。
委 員	ある一定の市の事業に対して、疑問を感じ意見を提起したいという方がいた際、そもそもどうやってそれを提起したらいいかわからないというニーズを持っている層があった場合に、その人たちに対する技術的助言つまりあなたの考えていることはこういうことかというパッケージにしていくといった支援がこの 17 条で読み込めるのであれば。クレームというわけではなく、ある一定の事柄を提案したいということのパッケージを作る支援をするといったようにメニューとするならば、17 条に基づいてある種その相談窓口として市民協働課が機能することになると思うがそれをやるとなると金も人手もかかるためどうするかという問題があり、そもそも条例を作った時にそこは考えていないとなれば違うし、そうではなくそこも含めてやるが今までやっていなかったというのであれば実験というかトライをするということになるわけだが、これはどのように解釈するか。
会 長	市民からの声というのは市民広聴課が所管か。
事務局	そうである。
会 長	なんでも良いから聞くのはそこに聞いてもらい、そこから適切な担当課に繋ぐというのが市政であり、そういったシステムがあるかないかと言えばあるという答えになるのだと思うが、やはりハードルが高い。

	委 員 公共施設には「市長への手紙」というものが配架してあり、手紙を書いてポストに投函するだけで市長が絶対に目を通すようになっている。事業内容をひっくり返すのはいかないかもしれないが、まずは市長に知ってほしいといった意味では市長への手紙が一番気軽だと思う。 会 長 もう少し気軽に問い合わせたいという欲求が市民にはあると思う。それに応えるのに市長への手紙だけで十分か。市民広聴課という窓口があるということを広く知っているかということ市民は知らない。市民広聴課に行ったことがないため行くのが嫌だと思われるのであれば、何らかの形で改善していくことが必要なのではないかと思う。 事務局 現在、座間市では市民の声というLINEで意見を言える仕組みがある。市から回答はできないが、匿名で届けてもらえるため気軽に利用できると思う。 会 長 市民の声の利用は増えているのか。 事務局 最近始まった仕組みであり、数字は確かめていない。 事務局 昔からある手法だと、ホームページの記載については画面の下の方で問い合わせができるようになっている。こういった情報が市民に届いていないという指摘だと思う。 委 員 井戸端会議的な話が大事だという延長だが、この条例では一番コアな部分が定められていて、この場合はこれをやるという後に、その他大事だと思う時はやるというその他条項が入っている。ということはこの部分に関しては、人と金の余裕があればやるということになる。定期的に行われていてかつふらっと来やすいのは何かと考えた時に、市長との懇話会とか懇談会がある。これはどの市でもやっているケースが多いと思う。そこで話す内容がこの条例に基づく一番コアなところに結び付くかどうかは少し議論が必要なためその他と言った。もしその市長による懇話会のような
--	---

	ものも、この条例に基づくその他条項で位置付けて、こういった参加がありどのような話があったかある一定の手続きで記録取るということであれば、記録を取ることはしていると思うが、この条例で見ている範囲を含めるのであれば今日いただいた資料とは別の資料を用意してほしい。一応市民参加推進条例では市の執行機関ということになっているため、議会の対象外になるが有権者からすると市長も議員も物事を最初に決める機関であるため、例えば議会が各種業界の方と懇談会などを開催したといったことも補足情報としてこの場に上がってきても良いのではないかな。
委 員	議会に関しては少し異質だと考える。議員自体が市民の代表者として選任されている立場。市民の意見を代弁する議会という場があり、そのために必要な市民とのやり取りをする。あるいは議会としてやったとしてもそれはあくまでも市民の代表者たる議員の中で完結していくものであるため、この条例とは分けた方が良いと思う。
委 員	市長の懇話会とかそれは副市長が代行することとなるかわからないが、ある計画のためではなく、制度に基づき日常的にコミュニケーションを取るような取り組みがあると思う。それは別表のような形で報告があっても良いのではないかと考える。そういった意味で言えば、これからのことに議論が混ざってしまうが、新しい法律ができると市がなにかをしなければならない、あるいはすることが求められ新しい参加手続きを踏んでいかなければならない。国からの要請事項が増えてきていることもあり、例えば今回子どもに関する基本法ができたことを通じ、今度は子どもの意見を反映させるということをしなければならないという枠組みが国から設定され各自治体が努力しなければならない。子どもの意見を反映する取り組みをしたということを、この市民参加推進条例に基づく中でカバーするのであれば、有権者ではない人の意見を聞かなければいけないという取り組みの領域が出てくるため、今後議論が必要だと思う。
会 長	この会議で議論する題材の範囲を今一度明確にする必要がある。

	委 員 定かではないが、その他手続きの中で過去に総合計画を策定する段階で子ども議会のようなものがあった。有権者が大人ではないものも一つの手続きとして子どもに自由に意見を言わせていた。 委 員 ただ難しいのは法律で要請されている取り組みでありやらなくてはいけないことになってしまったため当然報告義務が発生する。こういったことは今後制度改正がある度に加わってくると考える。 会 長 事務局の方で今後範囲をどこまでにするか考えていただいた方が良いと思う。 委 員 この審議会は基本的には過去を振り返る役割と来年度の計画に対する意見を出す役割があるが、もう一つの役割として市民協働課という協働自体を所管とするセクションに対して何が言えるか考えていて、質問だが、市民協働課として今年度どこかに視察に行こうということは予算上考えているか。 事務局 今年度視察に行く予定はない。 委 員 視察に行くという方法もあれば、職員研修という位置づけの中で勉強するということもある。様々な意味で情報を獲得していく方法があると思っているが、市民協働課としてどのようにやっているのか、やるのであればやり方について助言できるのではないかと考え、尋ねた。 事務局 ウェブ研修や職員課からの研修、近隣での研修があれば参加する。なるべく研修等には参加しているという状況。 委 員 近年の動きをみていると、機構変動に関する計画作りが動いていて、座間市も昨年動いたが多摩市や厚木市は今年大規模な市民会議を動かしている。多摩市、厚木、去年は所沢もやっていたが、かなり手の込んだプログラムを組んでいる。近隣でやっているた
--	--

	め見られるのではないかと思った。もちろん環境部門の所管ではないと思うが、市民参加としても意味があると思う。
委 員	ホームページの関係だが、いわゆるパブコメに関して現行手続きで募集中の案件、募集が終了した案件、募集予定の案件という項目があると思う。今回の中で今年度実施予定の案件でパブコメが8つほど出ているが、だいたいこれくらいのことを実施するっていう計画は示されているのは、これ自体はホームページに出ているのかもしれないが、現行手続きのページで募集中、募集終了、募集予定という項目がありその中には何もない。ルールがあり載せるものが決まっているのであれば、それに従ってもらえば良いと思う。例えば今回出てきた令和5年度に実施予定のパブコメを利用してというところを項目で、何について何月頃行うか一覧でわかるようすると良いと思う。